



日・モンゴル経済連携協定の概要



日・モンゴル経済連携協定(EPA)の意義

- ・中国・ロシアという大国に囲まれた内陸国のモンゴルは、戦略的観点から我が国を「第三の隣国」と位置付け、関係強化を重要な政策課題とし、最初のEPAを我が国と締結することを希望（我が国にとって15番目）。
- ・1990年に民主化・市場経済化し、今後もエネルギー・鉱物資源開発（石炭、銅、金、ウラン、レアメタル、ほたる石等）を通じた中長期的な高成長が見込まれる。
- ・EPA締結が、資源・エネルギー分野等における投資環境の改善や両国の更なる貿易・投資の拡大を通じて、「戦略的パートナーシップ」構築に寄与し、両国関係の一層の強化に貢献することが期待される。

交渉の経緯

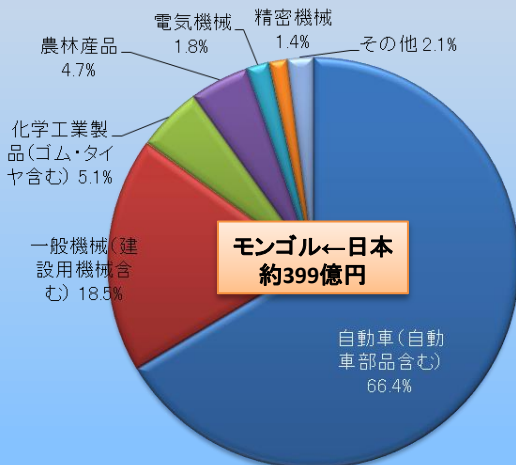
2009年6月
バヤル首相(当時)が
麻生総理(当時)に
EPA締結を要望。

2010年6月
～2011年3月
官民共同研究を
実施。

2012年3月
日モンゴル首脳会談
で交渉開始を決定。

2012年6月
～2014年7月
7回の交渉会合を
開催。

2014年7月
大筋合意



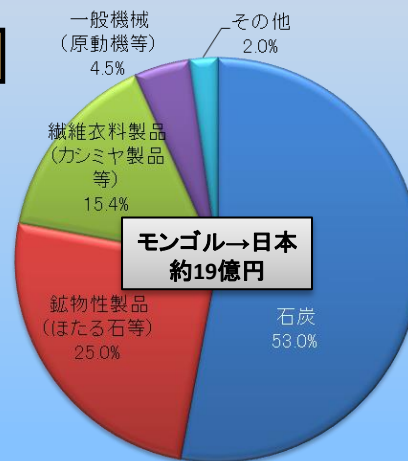
出典：モンゴル政府統計

日モンゴル間の貿易構造

往復貿易額の約96%を
協定発効後10年間で関税撤廃

モンゴルは日本からの輸入
の約96%を10年間で無税に
(2012年モンゴル政府統計)

日本はモンゴルからの輸入
の100%を10年間で無税に
(2012年財務省貿易統計)



出典：財務省貿易統計

日本側の主な市場アクセス改善品目

- ❑ 鉱工業品
 - ・ ほぼ全ての品目を即時～最大10年間で関税撤廃
- ❑ 農林水産品
 - ・ 一部の牛肉調製品等：関税割当
- ・ ペットフード：即時関税撤廃又は10年で段階的関税撤廃

モンゴル側の主な市場アクセス改善品目

日本からモンゴルへの無税輸出の割合が、現状の総輸出額の1%未満から、発効後即時に約5割、10年間で約96%まで拡大

- ❑ 鉱工業品
 - ・ 自動車及び自動車部品：主力の4500cc以下の完成車（製造後0～3年）は即時関税撤廃、また、自動車部品及びその他の完成車は、ほとんどが10年間で関税撤廃（総輸出額の7割弱）
 - ・ 一般機械：主力の建設用機械（ブルドーザー等）の即時関税撤廃を含む、10年間で関税撤廃（総輸出額の2割弱）
- ❑ 農林水産品
 - ・ 切り花、果実、味噌、醤油等：即時撤廃又は段階的関税撤廃
- ❑ その他
 - ・ 清酒及び焼酎を即時関税撤廃



日・モンゴル経済連携協定に含まれる主な分野



物品一般ルール

関税の撤廃又は削減, 内国民待遇の供与等の義務のほか, 二国間セーフガード措置(輸入急増時の緊急措置)の適用に関する規則を規定。また, エネルギー・鉱物・食料を含む産品に関し, 輸出入規制措置を導入する場合の情報提供を規定。

税関手続

貿易の円滑化を図る観点から, 予見可能性, 一貫性及び透明性のある税関手続, 関税関係法令の適切な適用及び通関の迅速化を確保するとともに, 協力・情報交換を推進。

強制規格, 任意規格及び適合性評価手続

貿易の促進を目的に, 国際基準の利用, 強制規格の策定, 適合性評価手続の結果の受入れ等について規定。また, 情報交換や協議を行う小委員会を設置。

衛生植物検疫措置

WTO・SPS協定に従う衛生植物検疫措置(SPS措置)を規定。SPS措置に関する情報交換並びに科学的事項及び技術協力に関する協議を行う小委員会を設置。SPS措置の国際基準への調和に関する協力, 同等性の認定についても規定。

サービス貿易

市場アクセス, 内国民待遇, 最恵国待遇, 透明性等, サービス貿易促進のためWTO協定を超える規律と枠組みを整備。

自然人の移動

短期商用訪問者, 企業内転勤者, 投資家, 契約によるサービス提供者, 及びそれらの者の配偶者・子等の入国及び一時的な滞在を約束。また, 入国及び一時的な滞在に関する手続の透明性の確保についても規定。

投資

資源・エネルギー分野を含む各分野において投資環境を整備。具体的には, 投資許可段階の内国民待遇及び最恵国待遇, 公正衡平待遇, 投資家・政府間の契約の遵守義務, 技術ライセンス契約に対する政府の介入の禁止(ロイヤリティ規制の禁止)※, 投資家と国家間の紛争解決(ISD S)等の規定を盛り込み, 投資保護を強化するとともに, より自由な投資の枠組みを実現。

※ロイヤリティ規制の禁止を我が国のEPAで初めて規定。

知的財産

透明性, 手続規定, 周知商標や非開示情報の保護等を含め, 知的財産権の保護及び行使について幅広く規定。

電子商取引

電子商取引の促進の観点から, 電子的送信に対する関税の不賦課, デジタル・プロダクトの無差別待遇, 消費者保護等について規定。

競争

反競争的な行為を規制するため, 双方の当局が自国の法令に従って適切と認める措置をとる旨定めるとともに, 当局間の具体的な協力手続等について規定。

ビジネス環境の整備

両国政府, 民間部門及びその他の関係機関の参加を得て, 事業活動を遂行する両国の企業のためのビジネス環境の整備・向上を検討する小委員会を設置。

協力

両国間の経済連携の強化を図ることを目的として, 農林水産(フードバリューチェーンの構築促進を含む。), 中小企業, 観光, 情報通信技術, 環境等様々な分野において協力を促進。